

増毛町通学路安全推進会議設置要綱

(設置)

第1条 「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成25年12月6日付け25ス学健第21号、国道国防第134号、国道環安第57号及び警視庁丁規発第80号）に基づき、「増毛町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 推進会議は増毛町内の通学路における交通安全の確保の取組を着実かつ効果的に推進するための基本方針（増毛町通学路交通安全プログラム）を策定し、通学路に係る課題についての連絡調整や情報交換を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 推進会議の構成組織は次のとおりとする。

- (1) 増毛町教育委員会
- (2) 増毛町立小中学校
- (3) 増毛町町民課
- (4) 増毛町建設課
- (5) 北海道開発局留萌開発建設部
- (6) 北海道留萌振興局留萌建設管理部
- (7) 北海道旭川方面留萌警察署

2 推進会議には次の構成員をおき、会長は増毛町教育委員会、副会長は増毛町町民課が担当する。

会 長 増毛町教育委員会総務学校課長

副会長 増毛町町民課長

委 員 増毛町建設課長

増毛町立増毛小学校担当教諭

増毛町立増毛中学校担当教諭

北海道開発局留萌開発建設部留萌開発事務所道路計画課長

北海道留萌振興局留萌建設管理部事業課長

北海道旭川方面留萌警察署交通課長

北海道旭川方面留萌警察署増毛駐在所長

(会議)

第4条 推進会議は必要に応じて会長が招集するものとする。

(事務局)

第5条 推進会議の事務を処理するため、増毛町教育委員会総務学校課に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項で推進会議の運営に関して必要事項は、推進会議で決定する。

附則

この要綱は、平成28年7月14日から施行する。